

## 令和8年度当別町社会福祉協議会事業計画

当別町社会福祉協議会では、地域福祉を推進する中核的な組織として、住民はじめ行政、福祉団体、関係機関等との協働により、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいくために第7期地域福祉実践計画（令和4年度～令和8年度。以下「実践計画」という。）を基に具体的な実践事業を推進しているところです。

しかしながら、地域を取り巻く環境は変化し続けており、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う日常生活や健康面の問題、地域のつながりの希薄化が招く社会的孤立にかかる課題、生活困窮への対応や家庭介護におけるケアラー負担への対応、成年後見制度の必要な方への対応、更に災害時の支援体制整備など様々な課題がみられるようになり、地域で共に支え合う福祉の取り組みが一層重要になってきています。

特に、行政から受託している成年後見支援事業、生活困窮者自立相談支援事業及び生活支援体制整備事業の3事業については、地域生活課題の解決に取り組んでいかなければならない重要な事業となります。

**生活困窮者自立相談支援事業**は、新篠津村社会福祉協議会とコンソーシアムを組み、令和3年度から北海道石狩振興局より受託して、これも広域的な事業として実施しております。仕事や生活の困りごと、不安等を抱えている人からの相談を受け、相談者と一緒に自立に向けた目標や支援プランを作成するとともに、専門機関と連携して相談者の課題解決に取り組んでまいります。

**成年後見事業**は、令和3年度から当別町と新篠津村より受託して広域的な事業として実施しております。高齢者や障がい者が住み慣れたまちで自分らしく安心して生活していくことを目途に、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、申立支援、市民後見人養成講座等の事業に取り組んでまいります。

**生活支援体制整備事業**は、令和4年度から当別町より受託して、生活支援コーディネーターを配置して住民、福祉関係団体等の様々な人々と連携、協力しながら、高齢者の生活課題や支援ニーズを掘り起こし、それらの解決や対応に向けた支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の支援（促進）に取り組んでまいります。

この他、高齢者のための配食サービス・買物支援等の**在宅福祉事業**や地域支え合い活動・見守り活動等の**地域福祉事業**、サロン活動等の**介護予防事業**は、地域の**ボランティア活動に係る事業**等々、多様な生活支援ニーズの創出を住民・ボランティアの主体的な参加のもとで、さらには企業をはじめ地域社会のあらゆる方々が社会福祉の担い手として取り組んでいくことが期待されています。

次に、実践計画に基づき令和8年度の重点事業を説明いたします。

## 【重点推進事業】

### 1. みんなが安心して暮らせる地域づくり

#### ○ 在宅福祉事業の推進

在宅で福祉サービスを必要とする方々に対し、配食サービスや買い物支援事業など在宅福祉サービスを実施します。

#### ○ 権利擁護の推進

福祉サービスの利用や生活費の管理などの不安を抱えている方を対象に、その支援や重要な書類の預かりや金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を継続して実施します。

また、認知症や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう「成年後見支援センター」を中心に、町村協定に基づき広域な成年後見制度の普及や啓発と円滑な制度運用ができる体制づくりに努めます。

#### ○ 生活支援体制整備の推進

地域で生活支援サービスを担う事業主体と連携するために、生活支援コーディネーターを配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に図ります。

#### ○ 生活困窮者世帯への支援（広域連携）

地域で生活課題や福祉課題などを抱えて暮らしている方々に対して、安心して地域で生活ができるよう、誰もが相談しやすい窓口体制の充実にも努めます。支援が必要な方に対して現状と課題を把握し、自立した生活が送れるように包括的・継続的な相談支援を行います。

#### ○ 介護保険等（受託）業務の推進

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して在宅生活を送られるように利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、バイタルリンクを活用し利用者の状態の変化に応じて、速やかな情報共有体制を進めます。

感染症や自然災害が発生した場合でも介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう業務継続に向けた取組みの強化に努めます。

#### ○ 子育て世帯訪問支援事業（受託：新規）

食事、生活習慣等が不適切な養育状態で支援が必要な保護者や、産後に虐待に発展する恐れのある特定妊婦等の家庭に、ホームヘルプステーションの職員が訪問し、家事援助、育児の助言を行い、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。

## 2. みんながつながる地域づくり

### ○ 地域福祉事業の推進

高齢者の増加に伴い、地域での見守り活動の基盤強化を進め、各町内会・自治会への福祉委員の複数設置を図り、地域での見守り活動の中から在宅高齢者の実態把握に努めます。

なお、これらの活動の中から援護を必要としている方の早期発見に努め、「閉じこもり」や「孤立死」を防ぐための、ふれあい・いきいきサロン事業や町内会・自治会に対する地域支えあい活動助成事業を引き続き実施します。

### ○ 介護予防・日常生活支援総合事業等への対応

高齢者が住み慣れた地域で生き活きと過ごすこと、誰でも気軽に参加・交流できることを目的に、「介護予防サロン」等を継続的に開催します。

### ○ 孤独・孤立対策の推進

昨今、孤独・孤立の問題が広がり、社会全体で解決に向けた取り組みが求められている中、令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行されました「孤独・孤立に誰一人取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」の実現に向けて国、北海道、地方公共団体に位置付けられるところであります。

孤独・孤立の問題を抱えている方が、人と人とのつながりを実感でき、悩みがある時には支援を求める声があげやすい社会を目指して、孤独・孤立対策を総合的に推進します。

## 3. みんなが参加できる地域づくり

### ○ ボランティア活動の啓発・人材育成

ボランティア活動の活性化に向けて、実践者のネットワークを構築し、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

また、生活支援体制整備事業との連携により、幅広いボランティア活動へのコーディネートを図ります。

### ○ 青少年育成事業

子どもや若者が健全に成長し、社会に貢献できる人材となることを目的とした活動を協力しながら福祉教育に関する事業を通じてボランティア活動を推進します。

### ○ 災害ボランティア活動の推進

災害発生時に備え、日頃から自力での避難が困難な方々への避難誘導や安否確認を町内会・自治会で対応ができるように自主防災組織の取り組みが必要です。

発生初期における支援体制の構築や災害・緊急時における要援護者の支援を強化するため、町内会・自治会、関係団体等との連携による安否確認の仕組みづくりの一翼を担うとともに、当別町地域防災計画にあった災害ボランティアセンターの役割を担うこととなるため災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施します。

また、北海道社会福祉協議会との災害救援活動の支援に関する協定に基づき、担当職員の配置と研修の実施、災害用備品の確保を図ります。

#### 4. 社会福祉協議会の組織体制の強化

##### ○ 会員加入の推進

社会福祉協議会の自主財源の確立を図り、地域に密着した事業の推進を目的として、会員会費制度について、住民、企業・団体等から理解と協力を得ながら、その定着に努めます。合わせて、地域福祉事業の周知に注力して新たな会員の加入を促進します。

# 1 みんなが安心して暮らせる地域づくり

◎=新規事業 ★=重点事業

| 実践事業         | 事業名  | 具体的な事業内容   |
|--------------|--|--|
| (1)在宅福祉事業の推進 | <p><b>①配食サービス事業の充実</b><br/>                     配食サービス事業の在り方を検証し、サービス利用者の新規獲得に努め事業の充実を図ります。<br/>                     ＊配食サービス・・・<br/>                     65歳以上のひとり暮らしの高齢者・高齢者夫婦で食事の支度が困難な世帯に夕食を宅配し、声かけ訪問による安否の確認<br/>                     ・利用回数 最大週5回<br/>                     ・1食 自己負担額 490円</p> <p><b>ふれあい会食会の実施</b><br/>                     配食サービスの利用者等を対象とした会食会の機会を増やすなど、事業の充実に向けた取り組みを実施します。</p> | <p>■サービス内容についての検討<br/>                     ・利用者アンケート実施<br/>                     ・ボランティア打合せ会議の開催</p> <p>■新規利用者の登録<br/>                     ・地域包括支援センターとの連携<br/>                     ・民生委員・福祉委員との周知活動</p> <p>■配食ボランティアの人材確保</p> <p>■ふれあい会食会の実施&lt;年7回&gt;<br/>                     ・参加者の送迎</p> |
|              | <p><b>②買い物御用聞きサポート事業★</b><br/>                     買い物弱者を対象にサポーター(有償ボランティア)や地元企業の協力を得て、買物支援や見守り訪問を行います。</p>  | <p>■新規利用者の登録★<br/>                     ・行政、地域包括支援センターとの連携<br/>                     ・民生委員・福祉委員との周知活動</p> <p>■有償ボランティアの人材確保<br/>                     ・養成講座の協力<br/>                     ■地元企業協力</p>   |
|              | <p><b>③買い物送迎サービス事業の実施</b><br/>                     買い物に自由にいけない方を対象に付き添いボランティアの協力のもと、買い物同行支援を行います。</p>  | <p>■買い物送迎サービス事業の実施<br/>                     ・中小屋、金沢地区(月1回実施)<br/>                     ・弁華別、六軒町、茂平沢地区(月1回実施)<br/>                     ・川下、下川、対雁地区(月1回実施)<br/>                     ・西当別地区(月1回実施)</p>   |
|              | <p><b>④見守り安心サービス事業の実施★</b><br/>                     ひとり暮らし高齢者を対象に「通信機能付きLED電球」を設置して、点灯や消灯の動きを感知します。異常時は代理訪問による見守りや安否確認を行います。</p>   | <p>■新規利用者の登録★<br/>                     ・行政、地域包括支援センターとの連携<br/>                     ・民生委員・福祉委員との周知活動</p>  |
| (2)権利擁護の推進   | <p><b>①日常生活自立支援事業の体制整備★</b><br/>                     認知症や知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用や金銭管理の援助により自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づき支援を行います。生活支援員の担い手を育成するとともに、生活支援員の資質向上に努めます。本事業にかかる業務を北海道社会福祉協議会より業務受託し、自立生活支援専門員並びに指揮監督者を配置し、事業の推進を図ります。</p>   | <p>■生活支援員の新規登録の推進<br/>                     ■生活支援員研修会の開催<br/>                     ■低所得者への利用料助成<br/>                     ■制度周知と利用促進<br/>                     ■業務受託内容★<br/>                     相談受付、利用契約締結に関する調査・調整、利用契約締結の手続き、モニタリング・評価、通帳等の預かり等<br/>                     ■支援事業の迅速化</p>       |
|              | <p><b>②緊急事務管理</b><br/>                     判断能力が不十分となり金銭等の管理が困難な方に対し、一時的に通帳預かり、また、生活費の払い戻しなどの支援を行う。</p>  | <p>■年金等の受け取りに関する手続き<br/>                     ■公共料金、医療費、家賃等の支払いに関する手続き<br/>                     ■日常生活に必要な預金の払戻し、預入れ等に関する手続き<br/>                     ■預貯金通帳、実印、銀行印、権利証、年金証書、保険証書、契約書類等の保管<br/>                     ■日常生活に必要な範囲内での日用品、衣類等の購入</p>   |

| 実践事業           | 事業名   | 具体的な事業内容  |
|----------------|---|---|
| (2)権利擁護の推進     | <p><b>③成年後見支援センターの運営(委託)★</b><br/>ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い日常生活や金銭管理等への支援を必要とする住民が増加していることから、在宅の高齢者や障がい者の権利擁護を担うため当別町より受託し成年後見支援センターを設置し成年後見制度を適切に利用できるよう推進します。<br/>また当別町と新篠津村における関係機関との連携及び協働により成年後見制度の普及及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のための事業を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成年後見制度の相談支援</li> <li>■ 成年後見制度の申立支援(町長、本人、親族申立て)</li> <li>■ 成年後見制度に関する広報及び啓発</li> <li>■ 市民後見人の養成</li> <li>・市民後見人養成講座修了者へのフォローアップ</li> <li>■ 運営協議会の開催</li> <li>■ 市民後見人候補者の登録及び受任調整★</li> <li>■ 市民後見人支援体制の構築</li> <li>■ 職員の配置★</li> <li>・支援員(相談業務、申立て支援、広報及び啓発活動、講座の開催)</li> <li>■ 当別町・新篠津村共同事業</li> </ul>  |
| (3)生活支援体制の推進   | <p><b>①生活支援体制整備事業(受託)★</b><br/>生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の支え合いの仕組みづくりを進める。社協では、これまでの地域活動のつながりを生かしながら、地域の困りごとを把握し、住民や関係機関と協力して新たな活動や地域資源づくりを進めていく。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域支援ニーズと社会資源の把握</li> <li>■ 関係機関との連携(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)</li> <li>■ 協議体の開催</li> <li>地域ケア会議で取り上げられた地域課題の解決に向けて関係機関と協議、必要に応じて新たな資源創出を行う。</li> <li>■ サービス担い手養成とマッチング支援</li> <li>■ ケアラー調査・課題の把握</li> </ul>   |
| (4)生活困窮者世帯への支援 | <p><b>①生活困窮者自立相談支援事業(受託)★</b><br/>生活の困りごとや不安を感じている方に対する相談窓口として、どのように支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また資金貸付事業や日常生活自立支援事業との連携強化し包括的な支援を行うことにより相談者の自立促進を目指します。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自立相談支援事業</li> <li>・困りごとや生活不安を抱えている方へ相談</li> <li>■ 就労準備支援事業</li> <li>・関係機関との連携支援</li> <li>■ 就労訓練事業</li> <li>・柔軟な働き方による就労の場の提供</li> <li>■ 家計改善支援事業</li> <li>・家計の立て直しをアドバイス</li> <li>■ 居住支援事業</li> <li>・住居のない方に衣食住を提供。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ シェルター事業</li> <li>緊急的に安全な寝泊まり場所を提供し、その後の生活再建に向けて、相談支援や住宅確保のサポートへつなぐ。</li> <li>■ プラットフォーム事業</li> <li>・困窮や孤立を抱える人が支援につながれず取り残されることを防ぐために、地域の支援資源を結びつけ、支援の入口と流れを整える中核的な仕組み。</li> </ul> |

| 実践事業           | 事業名   | 具体的な事業内容   |
|----------------|---|--|
| (4)生活困窮者世帯への支援 |   | <p>■職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援員(支援困難ケースへの対応や社会資源の開拓、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成)</li> <li>・就労支援員(職業訓練、就職支援)</li> <li>・家計改善支援員(家計に関する相談支援)</li> <li>・アウトリーチ支援員(引きこもり状態の方など訪問支援、同行支援)</li> <li>・住まいの相談支援(住まいの課題に関する相談支援)</li> </ul>   |
|                | <p>②生活困窮世帯に対する支援事業★</p> <p>生活保護世帯や生活保護には該当しない世帯等に対して、制度の狭間に陥らないように生活するために必要な援助を行い生活困窮者のセフティネットとして、社協の持つネットワークを活かし本事業への協力を努めます。</p>                                  | <p>■関係機関と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家、企業、住民等からの寄附で食料支援を実施。</li> </ul> <p>■地域ケア会議との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別処遇検討会議や制度横断的の合同事例検討会議等との連携。</li> </ul> <p>■生活困窮者等に対する安心サポート事業の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者等への「相談支援」や「緊急対応が必要な場合の経済的援助(現物支給)」などにより制度の狭間の対応を行う。</li> </ul>                       |
|                | <p>③福祉金庫資金、生活福祉資金の貸付</p> <p>経済的に不安を抱えている世帯への相談を受け、必要に応じて貸付を行うほか、世帯の課題が解決できるように社協の持つネットワークを活かし本事業への協力を努めます。</p>  | <p>■生活福祉資金貸付事業(道社協委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道社会福祉協議会から委託を受け、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、世帯の自立を支援するための資金の貸付を行う。</li> </ul> <p>■福祉資金貸付事業(独自)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者世帯の生活の安定を図るため、生活資金の貸付を行う。</li> </ul> <p>■特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金等)の償還相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例貸付を受けた世帯に対して、償還相談を行います。</li> </ul> |
|                | <p>④断らない相談窓口</p> <p>住民が抱える問題は多様化しており、その内容は複数の福祉行政領域にまたがるケースは少なくない。当別町総合保健福祉センター内においては、複合的な相談において、地域包括支援センターや子育て支援センター、成年後見支援センターなど機能を活かし、相談支援をスムーズに行えるよう体制整備する。</p> | <p>■相談体制のコーディネート</p> <p>当別町総合保健福祉センターの窓口を活かして、情報を共有しながら複合的な課題(子ども、障がい、高齢、困窮)をはじめ、様々な相談支援をする。</p> <p>■関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者総合相談支援センターや消費生活相談窓口などと密接な連携が期待できる。</li> </ul>  |

| 実践事業                     | 事業名  | 具体的な事業内容   |
|--------------------------|--|--|
| <p>(5)介護保険等(受託)業務の推進</p> | <p>①介護保険等、各種受託事業の契約に沿ったマニュアルの充実</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者虐待マニュアル</li> <li>■認知症対応マニュアル</li> <li>■介護予防マニュアル</li> <li>■感染症マニュアル</li> <li>■新型コロナウイルス感染症予防の徹底</li> </ul>  |
|                          | <p>②利用者・家族に必要な情報提供と信頼と安心のできるサービス提供<br/>                     利用者、家族との信頼関係を築き、安心して利用しやすいサービスの提供を行います。<br/>                     利用者、家族へのアンケートを実施して利用状況の把握と新たなニーズの発見に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■デイサービス</li> <li>■ホームヘルプサービス</li> <li>■自立支援ホームヘルプサービス</li> <li>■移送サービス</li> <li>■障がい者移動支援サービス</li> </ul>  |
|                          | <p>③デイサービス事業の推進★<br/>                     介護保険法における要支援、要介護認定を受けた方を対象に生活相談、養護、日常動作訓練、健康チェック、レクリエーション、創作活動、入浴、食事、送迎を基本サービスとして実施します。</p>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■社会交流の促進<br/>                             ・社会交流の場を提供して孤立感の解消、心身機能の活性化を図ります。<br/>                             利用定員27名</li> <li>■世代間交流事業★<br/>                             幼児、小中学生との交流を積極的に行い、活性化を図ります。</li> <li>■相談援助<br/>                             ・生活の中で不安に感じている事など、様々な相談に応じ、在宅生活の充実と環境づくりに必要な助言を行います。</li> <li>■関係機関との連携★<br/>                             ・健康状態の確認、変化の早期発見に努めバイタルリンクの活用し、関係機関との連絡調整を行います。</li> <li>■安心・安全な送迎<br/>                             ・介護職員の介助により安全な送迎を行い、利用者・家族のご希望に沿えるよう柔軟に対応します。</li> <li>■食事の提供<br/>                             ・利用者の身体状態、嗜好に合わせた内容となるようバランスがとれ、季節の食材を使った食事を提供します。</li> <li>■入浴介助<br/>                             ・健康や身体状態に合わせて気持ち良く入浴が出来るよう支援します。</li> <li>■機能訓練指導★<br/>                             ・ゴムチューブ、エキスパンダー等を使用する事で自身の体をつかい日常生活に必要な体感・筋力等を鍛えます。認知症の予防、進行を遅らせるように脳トレーニングを行います。定期的な評価を行い、個々に適した機能訓練を実施します。</li> <li>■レクリエーション<br/>                             ・季節の行事や各種ゲームを行い身体機能の向上とリフレッシュを図ります。</li> <li>■ボランティア受入<br/>                             ・ボランティア活動の受入れ</li> </ul> |

| 実践事業              | 事業名  | 具体的な事業内容  |
|-------------------|--|---|
| (5)介護保険等(受託)業務の推進 | <p><b>④ホームヘルプサービス事業★</b><br/>           介護保険法における要支援、要介護認定を受けた方を対象に生活援助、相談援助、身体介護、通院等乗降介助、介護予防、家事援助を実施します。また、関係機関との連携強化を図るとともにバイタルリンクの活用を進める。</p>            | <p>■生活援助<br/>           ・利用者の環境や生活習慣に応じた援助により自立してうるおいある生活が送れるよう支援します。</p> <p>■相談援助★<br/>           ・生活に密着した関わりの中で、様々な相談に応じ、在宅生活の充実と環境づくりに必要な助言を行います。情報がスムーズに伝達できるよう工夫します。</p> <p>■家事援助<br/>           ・利用世帯の状況に配慮した炊事・洗濯・掃除・買い物などの支援を行います。</p> <p>■身体介護<br/>           ・介護の必要性に応じて、移動・体位交換・入浴などの介助を行い、日常生活の支援を行います。</p> |
|                   | <p><b>⑤子育て世帯訪問支援事業◎★</b><br/>           食事、生活習慣等が不適切な養育状態で支援が必要な保護者や産後に虐待に発展する恐れのある特定妊婦等の家庭に、保健師と一緒にホームヘルプステーションの職員が訪問し、家事援助、育児の助言を行い、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。</p> | <p>■家事支援<br/>           ・炊事・洗濯・掃除・買い物、その他日常的な家事に関し特に必要と認められるものの支援を行います。</p> <p>■育児・養育支援<br/>           ・授乳及び食事の世話、おむつ交換及び排せつの介助、入浴(もく浴)の介助、母子保健施策、子育て支援施策等の情報提供、その他日常的な育児及び養育に関し特に必要と認められるものの支援を行います。</p>   |
|                   | <p><b>⑥自立支援ホームヘルプサービス事業</b><br/>           障がい者自立支援法における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児童を対象に身体介護、日常生活支援、通院等乗降介助、家事援助を実施します。又、視覚障がい者を対象に外出援助を実施します。</p>             | <p>■自立支援ホームヘルプサービス<br/>           ・障がい者等へ上記(ホームヘルプ事業)と同様のサービスを提供します。</p> <p>■同行援護<br/>           ・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する者に同行して、視覚的情報の支援(代筆・代読含む)排泄・食事等の支援を行います。</p>   |
|                   | <p><b>⑦移送サービス事業</b><br/>           介護保険ホームヘルプサービス、障がい者自立支援ホームヘルプサービス事業に登録された利用者、また、障がい者移動支援事業で登録をされた方を対象に通院、社会参加等を支援します。</p>                                 | <p>■移送サービス<br/>           ・専門知識のあるスタッフが目的地まで安全に移動の介助をおこなうことで活動範囲を広げ、自立した生活ができるよう支援します。</p>  |
|                   | <p><b>⑧障がい者移動支援サービス事業</b><br/>           屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すための外出支援を行います。</p>  | <p>■障がい者移動支援<br/>           ・障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すための外出支援を行います。</p>   |

| 実践事業                     | 事業名   | 具体的な事業内容   |
|--------------------------|---|--|
| <p>(5)介護保険等(受託)業務の推進</p> | <p><b>⑨研修会の実施</b><br/>定期的な研修、介護スタッフのスキルアップ研修会や講座を行い資質向上を図ります。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■スキルアップ講座の実施</li> <li>■職員内部研修、会議の実施</li> <li>・デイサービス職員会議、勉強会の実施</li> <li>・ホームヘルパー研修及び検討会議の実施</li> <li>■外部研修の実施</li> <li>■感染症予防の研修★</li> <li>■BCP対策(災害・感染)★</li> </ul> |
|                          | <p><b>⑩事業評価の実施</b><br/>事業評価を実施し、サービスの向上、新たなニーズの発見に努めます。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業評価の実施</li> <li>■アンケートの実施</li> <li>■サービス内容の公表</li> <li>・北海道介護サービス情報公表センターへの公表</li> </ul>  |
| <p>(6)災害・緊急時への対応</p>     | <p><b>①災害時における要援護者支援連携</b><br/>災害時における要援護者の支援を強化するため、町内会・自治会、民生児童委員、福祉委員等との連携による安否確認の仕組みづくりを検討します。当別町地域福祉支援台帳を基に支援を強化します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■町内会・自治会での組織体制整備支援</li> <li>■モデル地区の指定</li> <li>■地域支えあい活動助成金を活用した事業の推進</li> <li>■当別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの活用(平成28年度制定)</li> <li>■道社協との災害救援活動の支援に関する協定締結</li> </ul>    |
|                          | <p><b>②災害時要援護者の情報共有化</b><br/>災害時における要援護者の把握に努め、個人情報に十分配慮した中で、当別町地域福祉支援台帳の活用</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■当別町地域福祉支援台帳の活用</li> <li>・一人暮らし高齢者の住所、氏名、生年月日、緊急連絡先</li> <li>社協が管理し安否の確認等の見守り活動に活用するほか台帳の関係機関との共有</li> </ul>  |
|                          | <p><b>③災害時防災用品の整備</b><br/>災害活動時における、防災用品の整備に努めます。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災用品の購入</li> <li>■防災用品の貸出(災害派遣等による場合)</li> <li>テント・発電機・トランシーバー等</li> </ul>   |

## 2 みんながつながる地域づくり

◎=新規事業 ★=重点事業

| 実践事業         | 事業名  | 具体的な事業内容   |
|--------------|--|--|
| (1)地域福祉事業の推進 | <b>①町内会・自治会の地域支えあい活動の推進★</b><br>町内会・自治会の地域支えあい活動(小地域ネットワーク活動)に対する支援を推進します。<br>・高齢者等の見守り活動・食事会など新たな事業<br>・地域福祉の視点が盛り込まれた研修会等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域支えあい活動地区の指定</li> <li>■町内会・自治会等の福祉活動費の助成</li> </ul>   |
|              | <b>②福祉委員の複数設置を推進★</b><br>町内会・自治会に福祉委員を設置し、ひとり暮らし高齢者世帯等に対する見守り活動や声かけ訪問を実施する。<br>各町内会・自治会に対し、福祉委員の複数設置の理解を進める。<br>22町内会・自治会に複数設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉委員による見守り活動の強化</li> <li>■福祉委員会議の開催</li> <li>■福祉委員研修会の実施</li> <li>■福祉まつりへの参画</li> <li>■令和7年度末の福祉委員数68名</li> </ul>  |
|              | <b>③とうべつ見守り安心センター事業の推進★</b><br>孤立死防止のため、とうべつ見守り安心センターの事業推進を図る。<br>また、関係機関や住民からの情報を共有し、ネットワークによる社会から孤立する高齢者の安否確認のシステムを構築します。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■とうべつ見守り安心センターの事業の推進★</li> <li>孤立死防止のため今後は更なる、支えあいや見守り活動を推進するため、各関係機関と連携により新たなネットワークを構築する</li> <li>■関係協力機関との情報交換会開催</li> <li>■令和7年度末連絡通報数157件</li> </ul>  |
|              | <b>④緊急時安否確認事業(鍵の預かり事業)★</b><br>高齢者の安否の確認をするため、事前に自宅の鍵を預かり、異変を感じた時、預かった鍵で安否の確認を行います。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■24時間体制の福祉、医療施設と連携及び協定書の締結</li> <li>・平成30年度から1法人と締結</li> <li>■関係機関との調整</li> <li>■見守り安心サービス事業との利用促進</li> <li>■とうべつ見守り安心センターへの情報提供</li> <li>■SOSネットワークへの情報提供</li> </ul>   |
|              | <b>⑤救急医療情報キットの設置</b><br>自宅で具合が悪くなった高齢者等が救急車を呼ぶなど「もしも」の時に備え、かかりつけ病院など本人の医療情報を入れておく「救急医療情報キット」の設置事業を実施します。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■救急医療情報キットの設置</li> <li>・全世帯への設置と有効活用を図ります</li> <li>■高齢者等への設置確認による見守り活動</li> <li>■当別消防署との連携(81件の使用有り)</li> <li>■転入者への配布</li> </ul>   |
|              | <b>⑥ふれあいいきいきサロン事業の推進</b><br>町内会・自治会の福祉活動の推進に対する支援を充実します。<br>孤独感の解消や、生きがい(参加意欲)づくり、見守り・安否確認、閉じこもり防止を目的に実施します。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ふれあいいきいきサロンの実施</li> <li>対象:高齢者、障がい者、子育て親子</li> <li>開催場所:町内会館、自宅など</li> <li>参加人数:5名～20名</li> <li>回数:年間10回以上(初年度は6回以上)</li> <li>助成金:1回につき1,000円～2,000円(助成金は15回まで 5年間)</li> <li>■新規登録団体の推進</li> <li>■サロン会員同士の情報交換会の開催</li> <li>■とうべつ見守り安心センターとの連携</li> <li>■令和7年度末登録数9団体</li> </ul> |

| 実践事業            | 事業名   | 具体的な事業内容  |
|-----------------|---|---|
| (1)地域福祉事業の推進    | <b>⑦イベント用資機材の貸出事業</b><br>町内会・自治会等に対して行幸用テント、わた菓子機やカキ氷機等のイベント用資機材を貸出することにより、コミュニティづくりを図ることを目的とする。                | ■イベント用機材の貸出<br>(行幸用テント わた菓子機 かき氷機 餅つきセット ポップコーン機 焼き鳥機 大判焼き機 発電機他)<br>■利用の啓発活動<br>■機材等の更新の検討                                   |
|                 | <b>⑧福祉まつりふれあい広場の開催★</b><br>地域住民と関係機関との連携ネットワークを構築し実行委員会及び各部会を組織し、福祉団体やボランティア活動のPRの場とノーマライゼーションの普及と啓発を目的として開催する。 | ■福祉まつりふれあい広場の開催<br>・9月第1土曜日開催<br>■ボランティア団体の交流<br>■ノーマライゼーション普及と啓発活動<br>■住民への福祉活動の周知と理解  |
| (2)介護予防の推進      | <b>①閉じこもり予防事業の推進</b><br>外出の機会が少ない高齢者における閉じこもり予防事業を推進します。  | ■当別町閉じこもり予防事業への協力<br>・友遊会(準備会年12回 集い年12回)<br>・かすみ草の集い<br>(準備会年12回 集い年12回)<br>■ふれあい・いきいきサロンの推進                                 |
|                 | <b>②生活支援・介護予防活動の推進</b><br>高齢者の介護予防や社会活動参加を促進するため、行政、保健医療機関、地域包括支援センター等と連携に努めます。<br>また外出支援のニーズに対し情報提供に努めます。      | ■地域ケア会議へ参加<br>■個別処遇検討専門部会への参加<br>■住民主体の集いの場・交流サロンの展開<br>・地域食堂の支援<br>・とうべつみんなの食堂ネットワークの協力<br>■高齢者等の移動手段の確保及び情報提供<br>・高齢者買物支援事業 |
|                 | <b>③健康体操や健康スポーツ等の普及の増進</b><br>高齢者の健康維持・増進のため高齢者クラブ等と連携し普及増進に努めます。   | ■高齢者健康体操の実施<br>・高齢者クラブや北海道医療大学との連携<br>■健康スポーツの実施<br>・高齢者クラブやNPO法人等との連携  |
| (3)福祉関係団体に対する支援 | <b>①福祉団体に対する活動支援</b><br>福祉事業を自主的に推進している関係団体の活動を支援します。   | ■当別町高齢者クラブ連合会<br>■当別町身体障害者福祉協会<br>■当別町介護者と共に歩む会<br>■当別町ボランティア連絡協議会<br>■当別町母子寡婦会<br>■当別町遺族会<br>■事務局体制の支援                       |

| 実践事業          | 事業名   | 具体的な事業内容  |
|---------------|---|---|
| (4) 共同募金事業の推進 | <b>①「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金運動」の推進</b><br>共同募金委員会が実施する「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金運動」を推進し助成事業の拡大を図ります。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当別町共同募金委員会への協力</li> <li>・ 赤い羽根共同募金運動の実施</li> <li>・ 歳末たすけあい運動の実施</li> <li>※ チャリティーゴルフ大会等の開催</li> <li>・ 学校募金、興行募金の実施</li> <li>■ 寄付金付きピンバッジの作成</li> <li>・ 当別町ご当地キャラとのコラボ</li> </ul>   |
|               | <b>②北海道共同募金会の助成事業の活用</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北海道共同募金会助成事業の活用</li> <li>■ ボランティア校の指定校の情報提供</li> <li>■ 地域使途計画助成事業の活用</li> <li>・ ボランティアセンター育成事業、福祉のまちづくり、広報誌「社協だより」発行事業等に活用</li> </ul>  |
| (5) 情報発信の推進   | <b>①社協情報の提供</b><br>社協に求められている情報は、積極的に提供できるよう努めます。また必要とされる個人情報について関係機関と連携し、十分な情報管理のもと活用するようにします。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の管理と活用の研究</li> <li>■ ひとり暮らし高齢者台帳の情報管理</li> </ul>   |
|               | <b>②福祉サービスの情報共有</b><br>福祉サービスを進める上で、必要とされる個人情報について、関係機関と連携し、対応及び検討します。                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域福祉支援台帳の情報管理</li> <li>■ 救急医療情報キットの活用</li> <li>■ 各関係機関との情報提供及び参画</li> <li>・ 地域ケア会議</li> <li>・ 障がい者地域自立支援協議会</li> <li>・ ケアマネージャー連絡協議会</li> <li>・ SOSネットワーク連絡協議会</li> <li>・ 生活困窮者自立支援事業会議</li> <li>・ 消費者ネットワーク協議会</li> </ul> |
|               | <b>③社会福祉協議会に対する理解と住民への福祉情報の発信★</b><br>社協に対する理解と住民への福祉情報の発信を広報誌、ホームページにより強化します。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社協だより「えがお」年4回発行</li> <li>・ ボランティア情報誌(クローバー)に掲載</li> <li>■ ホームページからの情報発信</li> <li>■ 社協事業及び関係福祉団体の情報発信</li> <li>■ SNS(インスタグラム)の発信</li> </ul>   |

### 3 みんなが参加できる地域づくり

◎=新規事業 ★=重点事業

| 実践事業                 | 事業名   | 具体的な事業内容  |
|----------------------|---|---|
| (1) ボランティア活動の啓発・人材育成 | <b>①ボランティア講座・イベントの開催</b><br>幅広い世代やさまざまなジャンルの方が、ボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、講座・イベントを開催し、人材の育成を図ります。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ボランティア育成講座の開催</li> <li>■ ボランティアの集いの開催</li> </ul>   |
|                      | <b>②介護予防活動に対するボランティアコーディネートの推進</b><br>高齢者サロン等の支援を推進し、ボランティア活動のコーディネートを図ります。                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護予防サロンへの支援</li> <li>■ ふれあい・いきいきサロンボランティア登録の推進</li> <li>■ ボランティアコーディネート支援</li> <li>■ 有償ボランティアへのコーディネート</li> </ul>  |
|                      | <b>③福祉教育の推進★</b><br>子どものころから思いやりの心を育むため、青少年に対するイベント(ワークキャンプ等)の開催や学校における福祉教育を推進します。                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉ワークキャンプ事業の実施</li> <li>・夏休みワークキャンプ&lt;8月&gt;</li> <li>・春休みワークキャンプ&lt;3月&gt;</li> <li>■ 学校における福祉教育の実施</li> <li>■ 青少年育成事業◎★</li> <li>・子どもや若者が健全に成長し、社会に貢献できる人材となることを目的とした多様なプログラムや活動を推進する。</li> </ul> |
|                      | <b>④福祉出前講座の実施</b><br>福祉出前講座の実施によりボランティア活動の周知、PRに努めます。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉出前講座の積極的な活用</li> <li>■ ボランティア活動の周知</li> <li>■ 当別町における様々な会合・イベントへの参加</li> <li>■ 各種会議での周知活動</li> </ul>   |
|                      | <b>⑤除雪ボランティア事業★</b><br>自力で自宅の除雪が困難な高齢者や身体障がいのある方に、地域で安心して生活できるよう地域住民のボランティア活動による除雪を実施します。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 除雪ボランティア登録の推進</li> <li>■ 町外企業の登録推進</li> <li>■ 除雪ボランティアの受入体制の整備</li> <li>■ 対象世帯の調査</li> </ul>   |
| (2) ボランティアセンターの機能強化  | <b>①ボランティア登録の推進★</b><br>ボランティア登録の推進を図り、ボランティアセンターの拠点とし様々なボランティアコーディネートに努めます。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和7年度末ボランティア登録(実績1,463名、登録団体35団体)</li> <li>・個人・団体ボランティア登録の強化</li> <li>・団塊世代や男性の登録の強化</li> <li>■ ボランティアに興味を持ってもらうための周知方法の検討</li> <li>■ ボランティア保険加入の推進</li> <li>■ 有償ボランティア登録</li> </ul>                 |
|                      | <b>②ボランティア連絡協議会との連携</b><br>ボランティア連絡協議会との連携を図り、地域のインフォーマルな資源として発展するよう支援します。                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ボランティア連絡協議会への加盟促進</li> <li>■ 連絡協議会の事業内容</li> <li>・美化活動</li> <li>・研修会への参加</li> <li>・町内の各種イベントへの参加</li> <li>・福祉まつりへの協力</li> <li>・ボランティアの集い事業の実施</li> </ul>   |
|                      | <b>③ボランティアニーズの発掘</b><br>住民のボランティアニーズを発掘するため、各関係機関のケース会議などに参加し、また、出前講座等あらゆる場面でボランティア活動の理解と登録を進めるため連携強化に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域ケア会議への出席</li> <li>■ 出前講座等活用としたボランティア登録の推進</li> <li>■ ボランティア協力校との連携</li> <li>■ 生活困窮者自立支援相談事業との連携</li> </ul>   |

| 実践事業              | 事業名  | 具体的な事業内容  |
|-------------------|--|---|
| (3) 災害ボランティア活動の推進 | <p><b>①当別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの活用</b><br/>           災害発生時のボランティア活動が迅速かつ円滑に展開されるようマニュアルを作成しました。平常時から災害ボランティアに係る関係機関等の連携体制の構築やコーディネートする人材の育成を強化に努めます。<br/>           ※災害ボランティアセンターとは<br/>           災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するため、様々な関連機関と連携し、適正な情報収集・提供、ボランティアの需給と供給を調整する拠点です。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害ボランティアコーディネーター研修会への参加</li> <li>■ 災害ボランティアの派遣支援</li> <li>■ 被災地への物資支援</li> <li>■ 当別町地域防災計画との連携強化</li> <li>■ 当別町地域防災計画の災害ボランティア活動の調査・研究</li> <li>■ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施★</li> </ul> |
|                   | <p><b>②当別町地域防災計画との連携</b><br/>           当別町地域防災計画の災害ボランティア活動との連携を図ります。<br/>           ※当別町地域防災計画<br/>           災害対策基本法に基づいて定めており、災害による被害をどう予防するののかの対策と、発生時の対応についての計画です。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当別町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルとの連携</li> <li>■ 防災セミナーの開催<br/>               ・防災、減災等をテーマにした研修会の開催</li> <li>■ 災害ボランティア登録制度の整備</li> </ul>   |
|                   | <p><b>③自然災害発生時におけるボランティアセンター支援の協定</b><br/>           災害ボランティアセンターの設置・運営に関し、資器材等の物的支援や専門性等活かした人的支援の提供等を通じて現在や地域の復興の推進を図るため、地域の支援協力団体等と協定を図る。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当別町と災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定に伴う連携</li> <li>■ 災害時応援協定団体との連携</li> </ul>  |
| (4) ボランティア情報の提供   | <p><b>①ボランティア情報の発信</b><br/>           社協だより(クローバー)の他、インターネットを活用した情報発信を検討します。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社協だよりの発行&lt;6・9・12・3月&gt;</li> <li>■ ホームページ、インスタの活用★</li> </ul>  |
|                   | <p><b>②ボランティア登録者への情報発信</b><br/>           各関係機関の会議、会合への参加や出前講座の実施により、ボランティアセンターの周知を図ります。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当別町における様々な会合・イベントへの参加</li> <li>■ 出前講座の積極的な活用</li> <li>■ 各種研修や会議での周知活動</li> </ul>   |

#### 4. 社会福祉協議会の組織体制の強化

◎=新規事業 ★=重点事業

| 実践事業           | 事業名  | 具体的な事業内容  |
|----------------|--|---|
| (1)各種福祉計画等との連携 | ①当別町の福祉施策・各種福祉計画等との連携<br>当別町の福祉施策・各種福祉計画等と連携したサービス提供に努めます。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■当別町地域福祉計画策定委員会</li> <li>■当別町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会</li> <li>■当別町地域密着型サービス運営委員会</li> <li>■当別町訪問看護ステーション運営委員会</li> <li>■とうべつ健康プラン21検討委員会</li> <li>■当別町福祉有償運送協議会</li> <li>■当別町地域公共交通活性化協議会</li> <li>■当別町空家対策協議会</li> </ul> |
| (2)組織体制の充実     | ①役員、職員の研修<br>理事会及び評議員会を適宜開催し事業推進を図る。<br>社協役員、職員の積極的な研修を推進し、事業の充実に努めます。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■正副会長会議の開催</li> <li>■理事会の開催</li> <li>■評議員会の開催</li> <li>■評議員選任・解任委員会の開催</li> <li>■社協役員、職員研修会の実施</li> <li>・適切な人員配置や業務研修、自主研修活動を促進する。</li> <li>■先進地視察の実施</li> </ul>   |
|                | ②第三者委員の設置<br>社協が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情を公平かつ円滑に解決するため第三者委員を設置します。                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■第三者委員の設置</li> <li>■委員研修会の開催</li> <li>■苦情窓口の整備</li> <li>■苦情対応責任者の設置</li> <li>■苦情受付担当者の設置</li> <li>■福祉サービス運営適正化委員会の活用</li> </ul>  |
|                | ③地域福祉実践計画の策定◎<br>地域福祉の充実を図り様々な課題への対応を図り第7期地域福祉実勢計画に引き続き策定する。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■第8期地域福祉実践計画の策定◎</li> <li>・令和9年度から令和13年度にかけての5か年計画の地域福祉実践計画を策定。</li> <li>■行政福祉政策、各種福祉計画との連携</li> <li>■地域福祉実践計画策定委員の委嘱</li> </ul>   |
|                | ④研修会の実施<br>定期的な研修、職員の資質向上を図ります。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■職員内部研修、ミーティングの実施</li> <li>■外部研修の実施</li> <li>■BCP対策(災害・感染)★</li> </ul>   |
| (3)財政基盤の確立     | ①財政基盤の確立★<br>自主財源の確保や事業コストの適正化を図り、安定した財政運営に努めます。                                   | <p>事業運営に対して、財政支援をしていただくため、町内会・自治会、個人、企業・団体の協力を得て、会員制度の定着を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■正会費(世帯) 300円</li> <li>■協賛会員 3,000円</li> <li>■特別会員 5,000円</li> </ul>   |
|                | ②民間助成制度の確保<br>民間の助成制度など新たな財源の確保に努めます。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■民間資金の助成事業の確保</li> <li>・民間資金や共同募金委員会からの助成金の確保、研究に努めます。</li> </ul>  |
| (4)事業評価の実施     | ①事業評価の実施<br>毎年度事業評価を行い、事業への反映に努めます。<br>地域福祉実践計画策定委員会の協力を頂き(又は事業評価委員会により)外部評価を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■第7期地域福祉実践計画(5か年計画令和4年度～令和8年度)</li> <li>■理事会、評議員会への事業評価報告</li> <li>■事業評価委員会の設置</li> </ul>  |